

ローン規定

第1条（元利金返済額等の自動支払）

- 借主は、元利金の返済のため、各返済日（返済日が銀行の休日の場合は、その翌営業日、以下同じ。）までに毎回の元利金返済額（半年ごと増額返済併用の場合は、増額返済日に増額返済額を毎月の返済額に加えた額。以下同じ。）相当額を返済用預金口座に預け入れておくものとします。
- 銀行は、各返済日に普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書によらず返済用預金口座から払い戻しをうえ、毎回の元利金の返済にあてます。ただし、返済用預金口座の残高が毎回の元利金返済額に満たない場合は、銀行はその一部の返済にあてる取扱いをせず、返済が遅延することになります。
- 毎回の元利金返済相当額の預け入れが各返済日より遅れた場合には、銀行は元利金返済額と損害金の合計をもって前項と同様の取扱いができるものとします。

第2条（繰り上げ返済）

- 借主が、この契約による債務を期限前に繰り上げて返済をする場合には、繰り上げ返済日の3営業日前までに銀行に通知するものとします。
- 繰り上げ返済を行う場合に未払利息があるときは、繰り上げ返済日に、その日までの未払利息ならびに半年ごとの増額返済部分の未払利息の全部を支払うものとします。

- 借主が繰り上げ返済をする場合には、銀行店頭に表示された所定の手数料を支払うものとします。
- 一部繰り上げ返済をする場合は、前3項によるほか、下記条件において、繰り上げ返済後の返済方法を設定するものとします。
 - 当初契約の融資期間を延長しないものとします。
 - 据置期間を設けないものとします。
 - 半年賦償還額を増額しないものとします。
 - 借入利率等の他の借入要項記載条件については変わらないものとします。

第3条（期限前の全額返済義務）

- 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主はこの契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
 - 借主が返済を遅延し、銀行から書面により督促しても、次の返済日までに元利金（損害金を含む）を返済しなかったとき。
 - 借主が住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって銀行に借主の所在が不明となったとき。
 - 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始の申立があったことを銀行が知ったとき。
 - 預金その他銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたことを銀行が知ったとき。
- 次の各場合には、借主は、銀行からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
 - 借主が銀行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。
 - 借主が7条の規定に違反したとき。
 - 銀行との取引約定に一つでも違反したとき。
 - 銀行に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
 - 借主が振り出した、または支払を受けた手形の不渡りと借主が発生記録した電子記録債権の支払不能とが、6か月以内に生じたとき。
 - 担保の目的物について差押えまたは競売手続の開始があったとき。
 - 前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金（損害金を含む）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。

第4条（銀行からの相殺）

- 銀行は、この契約による債務のうち各返済日が到来したものの、または前条によって返済しなればならないこの契約による債務全額と借主の銀行に対する預金等の債権とを、その債権の期限のいかににかかわらず相殺することができます。この場合、書面により通知するものとします。
- 前項によって相殺する場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金等の借利率については、銀行の預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割で計算します。

第5条（借主からの相殺）

- 借主は、この契約による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金等の債権とを、この契約による債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。
- 前項によって相殺する場合、相殺できる金額、相殺に伴う手数料等については第2条に準じるものとします。この場合、相殺計算を実行する日の3営業日前までに銀行へ書面により通知するものとし、預金等の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに銀行に提出するものとします。
- 第1項によって相殺する場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金の利率については預金規定の定めによります。

第6条（債務の返済等にあてる順序）

- 銀行から相殺する場合には、この契約による債務のほかに銀行取引上の他の債務があるときは、銀行は債権保全上等の事由より、どの債務との相殺にあてるかを指定することができます。借主は、その指定に対して異議を述べないものとします。
- 借主から返済または相殺をする場合に、この契約による債務の他に銀行取引上の他の債務があるときは、借主はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、借主がどの債務の返済または相殺にあてるか指定しなかったときは、銀行が指定することができます。借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
- 借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。
- 第2項のなお書または第3項によって銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

第7条（代わり証書等の入れ）

事変、災害等銀行の責めに帰すことのできない事情によって証書その他の書類が紛失、滅失または損傷した場合には、借主は、銀行の請求によって代わり証書等を差し入れるものとします。

第8条（印鑑照合）

銀行が、この取引にかかわる諸語その他の書類に使用された印影をこの契約書に押捺の印影または返済用預金口座の届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取り扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

第9条（費用の負担）

この契約に基づく取引に関し、権利の行使もしくは保全に要した費用は借主が負担するものとします。

第10条（届出事項）

- 氏名、住所、印鑑、電話番号その他銀行に届け出た事項に変更があったときは、直ちに銀行に書面で届出るものとします。
- 借主が前項の届出を怠ったため、銀行が借主から最後の届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を発送した場合には、延着し、または到着しなかったときでも通常到着すべき時に到着したものとします。

第11条（報告および調査）

- 借主は、銀行が債権保全上必要と認めて請求した場合には、借主および保証委託契約に対する保証人（以下、連帯保証人）の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
- 借主は、担保の状況、または借主もしくは連帯保証人の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、銀行に報告するものとします。

第12条（債権譲渡）

- 銀行は、将来この契約による債権を他の金融機関等に譲渡（以下本条においては信託を含む）することができるものとします。
- 前項により債権が譲渡された場合、銀行は譲渡した債権に関し、譲受人（以下本条においては信託の受託者を含む）の代理人になるものとします。借主は銀行に対して、従来どおり借入要項に定める方法によって毎回の元利金返済額を支払い、銀行はこれを譲受人に交付するものとします。

第13条（団体信用生命保険）

- 借主は、この契約による債務について、団体信用生命保険の加入が認められている場合で、借主が加入を選択しかつ保険会社に加入を認められたときは、次の各号を承認します。
 - 借主は銀行を保険契約者並びに保険金受取人とし、銀行の指定する生命保険会社を保険者とする団体信用生命保険契約に被保険者として加入します。なお、保険料は銀行の負担とします。
 - 保険金額はこの契約による債務の金額を基準とし、その算定は銀行所定の算出方法によるものとします。
 - 第1号の保険契約に基づき、借主は生命保険会社に対する告知事項についてはすべて事実を記載します。
 - この契約による債務が存続する間に、団体信用生命保険契約に定める保険事故が発生したときは、借主または借主の親族は遅滞なく銀行に通知の上その指示に従います。
 - 前号により銀行が保険者から保険金を受領したときは、銀行は債務の期日の前後並びに法定の順序にかかわらずこの契約による債務に充当することができます。
 - ただし、借主が団体信用生命保険加入後2年を経過するまではこの約定による債務が存続するものとし、本債務への充当、担保解除および約定書返却等は銀行の定めによるものとします。
 - 前号により受領した保険金によって補填されない残債務があるときは、銀行の請求により直ちに弁済します。
 - 第5号但し書きの留保期間内に、万一借主の告知義務違反等により保険者から銀行が保険金の返還を請求されたときは、返還すべき金額に相当する債務を直ちに弁済します。告知義務違反その他団体信用生命保険約款の定めにより銀行が保険金を受領できないときは、当然借主がこの契約による債務は残存するものとします。

第14条（合意管轄）

借主および連帯保証人は、この契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要を生じた場合には銀行本店またはこの取引の属する支店を管轄する裁判所を管轄裁判所と定めます。

第15条（個人信用情報機関への登録と利用）

- 借主はこの契約に基づく借入金額、借入日、最終返済日等の借入内容にかかる客観的事実について、借入契約期間中およびこの契約による債務全額返済した日から5年を超えない期間、銀行が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員が自己の取引上の判断のために利用することに同意します。
- 借主は、次の各号の事実が発生したときは、その事実について、各号に定める期間、前項と同様に登録され、利用されることに同意します。
 - この契約による債務の返済を遅延したときおよびその遅延分を返済したときは、遅延した日から5年間を超えない期間。
 - この契約による債務について保証提携先、保険者など第三者から銀行が支払いを受け、または相殺、もしくは担保権実行などの強制回収手続きにより銀行が回収したときは、その事実発生日から5年を超えない期間

第16条（成年後見人等の届出）

- 借主および連帯保証人またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって銀行へ届けるものとします。借主または連帯保証人の補助人、保佐人、後見人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合も、同様に銀行に届けるものとします。
- 借主またはその代理人は、借主について、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって銀行へ届けるものとします。
- 借主またはその代理人は、借主について、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届けるものとします。
- 借主またはその代理人は、前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届けるものとします。
- 前4項の届出の前に生じた損害については、銀行は責任を負いません。

第17条（反社会的勢力の排除）

- 借主および連帯保証人は、借主、連帯保証人および担保提供者が現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - 暴力団員等が経営を支配していることが認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 役員または経営に実質的に関与しているものが暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 借主および連帯保証人は、借主、連帯保証人および担保提供者が、自らまたは第三者を利用して、次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為
- 借主、連帯保証人および担保提供者が、前第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または前第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、銀行からの請求によって、借主は、あらかじめ求償債務を負い、この契約による債務のほか銀行に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を弁済するものとします。

- 前項の場合において、借主が住所変更の届け出を怠る、あるいは借主が銀行からの請求を受領しないなど借主の責めに帰すべき事由により、銀行からの請求が延着または到着しなかった場合は、通常到着すべき時に期限の利益が失われたものとします。
- 第3項の規定により、借主、連帯保証人および担保提供者に損害が生じた場合にも、銀行になんらの請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、借主、連帯保証人および担保提供者がその責任を負います。
- 第3項の規定により債務の弁済がなされたときに、本約定は失効するものとします。

第18条（規定の変更）

- この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当

保証委託約款

借主および連帯保証人は、株式会社阿波銀行（以下「銀行」という）との金銭消費貸借契約（ローン契約）について、次の各条項を承認のうえ、借主が銀行に対して負担する債務について連帯保証することを、阿波銀保証株式会社（以下「保証会社」という）に委託します。

第1条（保証委託の範囲）

- 借主は、保証会社に対し、借主と銀行との間の金銭消費貸借契約（ローン契約）について本保証委託約款の条項を承認のうえ、連帯保証を委託します。

- 前項の保証会社の連帯保証は、借主からの申込を銀行会社が承諾し、かつ、金銭消費貸借契約が成立した時にその効果が生じるものとします。
- 前2項の連帯保証は、銀行と保証会社との約定に基づいて行われるものとします。

第2条（担保の提供）

借主の資力並びに信用等に著しい変動が生じたときは、遅滞なく保証会社に通知し、保証会社の承認した保証人をたて、または相当の担保を差入れます。

第3条（求償権の事前行使）

- 借主について、次の各号の事由が一つでも生じたときには、保証会社は代位弁済前であっても通知催告を要せず、何ら担保の提供をすることなく借主または連帯保証人に対し、直ちに借入金債務に相当する金額を求償することができるものとし、借主またはその連帯保証人がすでに借入金債務の一部を弁済しているときは、その弁済額から控除するものとします。
 - 支払の停止、または破産手続の開始もしくは民事再生手続の開始の申立があったことを保証会社が知ったとき。
 - 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたことを保証会社が知ったとき。
 - 住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって、保証会社に借主の所在が不明になったとき。

- 次の各場合には保証会社の請求によって前項と同様、あらかじめ償還債務を負い、直ちに弁済するものとします。
 - 借主がこの約定および債務の金銭消費貸借契約の一つにでも違反したとき。
 - 抵当物件につき差押または競売手続きの開始があったとき。
 - 前各号のほか、債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

- 前2項の場合、借主は保証会社に対する償還債務、または原債務に担保があるかと否とを問わず求償に応ずるものとし、また保証会社に対して担保の提供または原債務の免責を請求しないものとします。
- 第4条（代位弁済）**
- 借主が銀行に対する債務の履行を遅滞したため、またはその他銀行に対する債務の期限の利益を喪失したため、保証会社が銀行から保証債務の履行を求められたときは、借主に対して何ら通知、催告を要せず、履行の方法、金額等については銀行、保証会社の約定に基づいて弁済するものとします。
 - 保証会社の前項の弁済によって銀行に代位する権利の行使に関しては、借主が銀行との間で締結した契約のほか、この契約の各条が適用されます。

第5条（求償権の範囲）

- 保証会社が第4条の弁済をしたときは、借主および連帯保証人は、保証会社に対し、その弁済額、弁済に要した費用およびこれに対する弁済の日の翌日から完済まで年14％（年365日の日割り計算）の割合による遅延損害金並びに求償権の行使に要した費用その他一切の損害を支払うものとします。
- 保証会社の前項の弁済によって銀行に代位する権利の行使に関しては、借主が銀行との間で締結した契約のほか、この契約の各条が適用されます。

第6条（弁済の充当順序）

借主または連帯保証人の弁済額が、この契約から生じる保証会社に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、保証会社が適当と認める順序、方法により充当するものとします。

なお、借主または連帯保証人について、保証会社に対する複数の債務があるときも同様とします。

第7条（調査・報告）

- 借主または連帯保証人の名称、商号、代表者、職業、住所、居所等の事項について変更があったときは、直ちに保証会社に対して書面によって通知をし、保証会社の指示に従うものとします。
- 借主が前項の届出を怠ったため、保証会社からなされた通知または送付された書類等が延着し、または到着しなかった場合、通常到着すべき時に到着したものとします。
- 財産、経営等について保証会社から請求があったときは、直ちに保証会社に対し報告し、保証会社の指示に従うものとします。
- 保証会社が、借主またはその連帯保証人について、その財産、収入信用等を調査しても何ら異議はありません。

第8条（連帯保証）

- 連帯保証人は、この契約の各条項を承認のうえ、借主がこの契約によって負担する一切の債務について、借主と連帯して保証の責めを負います。
- 銀行または保証会社に差入れた担保、保証人について、銀行または保証会社が変更、解除、放棄、返還等をしても、連帯保証人の責任は変動しないものとします。銀行から保証会社に移転し、譲渡された担保についても同様とします。
- 連帯保証人が銀行に対して保証債務を履行し、または、担保の提供をしたときは、保証会社と連帯保証人との間の求償および代位の関係は次のとおりとします。
 - 保証会社が第4条1項の弁済をしたときは、連帯保証人は保証会社に対して第5条の全金額を支払うものとします。
 - 保証会社が第4条1項の弁済をしたときは、連帯保証人が当該債務につき銀行に提供した担保の全部について保証会社が銀行に代位し、第5条の金額の範囲内で銀行の有していた一切の権利を行使することができるものとします。
 - 連帯保証人が銀行に対する自己の保証債務を弁済したときは、連帯債務者は、保証会社に対して何ら請求をしません。
- 保証会社が連帯保証人に対して行った履行の請求は、借主に対してもその効力が生じるものとします。連帯保証人が複数いる場合には、他の連帯保証人に対してもその効力が生ずるものとします。

第9条（公正証書の作成）

借主および連帯保証人は、保証会社から請求があったときは、直ちに強制執行認諾条項付きの公正証書の作成に必要な一切の手続を行うものとします。このために要した費用については、保証会社の指定する金額を借主および連帯保証人が負担するものとします。

の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表、その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

- 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

お知らせ

規定第3条により借主にこの債務の全額返済義務が生じた場合には、銀行はこの債務の保証提携先に対してこの債権全額を請求することになります。この場合、借主は保証提携先にこの債務全額を返済することになります。

以上

規定第3条により借主にこの債務の全額返済義務が生じた場合には、銀行はこの債務の保証提携先に対してこの債権全額を請求することになります。この場合、借主は保証提携先にこの債務全額を返済することになります。

以上

以上

以上

以上

以上

以上

第10条（費用の負担）
借主および連帯保証人は、保証会社が被保証債権保全のため要した費用および保証会社に対して行う担保設定登記費用ならびに第4条によって取得された権利の保全もしくは行使または担保の保全もしくは処分に要した費用を負担するものとします。

第11条（信用情報機関の登録と利用）

借主および連帯保証人は、本申込および本契約に関する客観的な取引事実に基づく信用情報が、保証会社の加盟する信用情報機関（保証会社と提携する与信業者を含む以下、同じ）に原契約借入期間中および原契約上の債務を全額返済した日から5年を越えない期間登録されること、並びに当該機関と提携する信用情報機関に登録された情報（既に登録されている情報を含む）が、借主および連帯保証人の支払能力に関する調査のために当該機関の加盟会員または当該機関と提携する信用情報機関の加盟会員によって利用されることに同意します。

第12条（借入規定）

借主およびその連帯保証人は、保証会社の保証により銀行と取引するについては、この契約のほか、借主およびその連帯保証人と銀行との間で締結した金銭消費貸借契約（ローン契約）の各条項に従います。

第13条（管轄裁判所）

この契約に関し紛争が生じた場合は、借主およびその連帯保証人は、保証会社の本店所在地の裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第14条（保証料）

借主は保証料については、保証会社が、本件保証に基づき融資を受ける銀行から保証会社所定の料率、方法により受取ることに異議を述べないものとします。

第15条（成年後見人等の届出）

- 借主および連帯保証人またはその代理人は、借主または連帯保証人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって保証会社に届け出るものとします。借主または連帯保証人の補助人、保佐人、後見人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合も、同様に保証会社に届け出るものとします。
- 借主および連帯保証人またはその代理人は、借主または連帯保証人について、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見監督人の氏名その他必要な事項を書面によって保証会社に届け出るものとします。
- 借主および連帯保証人またはその代理人は、借主または連帯保証人について、すでに補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届出するものとします。
- 借主および連帯保証人またはその代理人は、前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届けるものとします。
- 前4項の届出の前に生じた損害については、保証会社は責任を負いません。

第16条（反社会的勢力の排除）

- 借主および連帯保証人は、借主、連帯保証人および担保提供者が現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - 暴力団員等が経営を支配していることが認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - 役員または経営に実質的に関与しているものが暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

- 借主および連帯保証人は、借主、連帯保証人および担保提供者が、自らまたは第三者を利用して、次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて保証会社の信用を毀損し、または保証会社の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為

- 借主、連帯保証人および担保提供者が、前第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または前第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、保証会社からの請求によって、借主は、あらかじめ求償債務を負い、この契約による債務のほか保証会社に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を弁済するものとします。
- 前項の場合において、借主が住所変更の届け出を怠る、あるいは借主が保証会社からの請求を受領しないなど借主の責めに帰すべき事由により、保証会社からの請求が延着または到着しなかった場合は、通常到着すべき時に期限の利益が失われたものとします。
- 第3項の規定により、借主、連帯保証人および担保提供者に損害が生じた場合にも、保証会社になんらの請求をしません。また、保証会社に損害が生じたときは、借主および連帯保証人がその責任を負います。
- 第3項の規定により債務の弁済がなされたときに、本約定は失効するものとします。

第17条（契約の変更）

- この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、銀行ウェブサイトへの掲載による公表、その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上